

光 市 民 憲 章

わたくしたちのまち光市は
美しい自然と輝かしい歴史をもつ
希望のまちです。

わたくしたち光市民は
その名のごとく
光あふれる理想のまちとするために
この憲章をさだめます。

1 ふるさとの自然を愛し

花と緑の豊かな まちをつくりましょう

1 こころとからだをきたえ

文化のかおる まちをつくりましょう

1 あたたく互いに助け合い

笑顔のあふれる まちをつくりましょう

1 たのしく働き ものを大切にし

活力のある まちをつくりましょう

1 きまりを守り 人をとうとび

しあわせな まちをつくりましょう

1 市民憲章とは…

市民憲章は、市民一人ひとりが主体的かつ実践的に「理想的なまちづくり」に参加するための行動規範であり、また、市民生活の規範となるものです。さらには、まちづくりの根幹的な基本指針として、総合計画などの各種基本計画の策定には欠かせないものです。

2 光市民憲章の特徴

光市民憲章は、合併前の市・町民からのアンケートを反映して策定された新市建設計画の「基本理念」や「将来像」、「まちづくりの方向性」など、まちづくりの基本方針に基づき制定しています。

また、本憲章は、旧市民憲章と旧町民憲章の良い部分を基本的に継承し、光・大和両地域の自然環境や歴史、伝統、文化などの特性を大切にしながら、時代の変化に伴う課題や市民ニーズに応じた新しい視点も取り入れています。憲章の構成は、前文と本文とし、本文は、5項目、5か条の実践項目から成り立っており、文言は、分かりやすい和語、大和言葉を使用しています。

前文は、本市の歴史的な特徴や市の名称の素晴らしさ、或いは、まちづくりの基本的な構え、市民としての決意、日常的な実践活動につながる内容としています。

本文の条文及び文言は、簡潔で、語呂がよく、リズム感や抑揚感があり、印象的なものとし、文末については、一人ひとりの決意と合わせて、他者への呼びかけになる「ましょう」としています。

第1項目は、自然敬愛、環境愛護などに関する条文です。

第2項目は、心身の健康、スポーツ、文化、若い力、生涯学習などに関するものです。

第3項目は、福祉、健康、交流、助け合い、ふれあいなどに関するものです。

第4項目は、働く喜び、社会活動への参加、まちの活気や発展などに関するものです。

第5項目は、人権尊重、安全・安心、信頼と敬愛、やさしさ、思いやりなどに関するものです。さらに、最後の項目として、人間尊重、人権尊重のまちとして、全体を締めくくる条文です。

3 実践活動に努めましょう

今後、小・中学校の行事や各種会議の開催時などでの唱和運動をはじめ、市民一人ひとりが日常の市民生活の中で、本憲章に基づき、幅広い具体的な実践活動を進めていくことが、新しいまちづくりにつながるものとなります。

そのため、市では、市民憲章の普及・啓発のため、ポスターやしおり、ポケットティッシュなどを作成し、学校や公民館などの関係機関に配布しています。

さらに、具体的実践活動を進めるに当たって、小・中学生などの児童生徒に対する「指導の手引き」(本冊)をはじめ市民に対する本憲章の具体的な推進に向けた啓発用資料作成・配布し、運動を盛り上げていくこととします。

4 実践項目の解説と実践例

わたくしたちのまち光市は

美しい自然と輝かしい歴史を持つ

希望のまちです。

わたくしたち光市民は

その名のごとく

光あふれる理想のまちとするために

この憲章をさだめます。

木々をはぐくみ、まちをやさしく包む山々、命をはぐくみ、あたたかく暮らしを支える川、白砂青松の向こうにどこまでも広がる青い海、わたくしたちのまち光市は、水と緑の豊かな天与の自然に恵まれた美しいまちです。なかでも石城山のふところに抱かれた田園風景、島田川の水面に遊ぶ水鳥、瀬戸内の青い海原に浮かぶ白帆のヨットや行き交う船、これらは生涯こころに残るふるさとの光景としてわたくしたちを支えてくれることでしょう。

一方、石城のロマンに始まる古代の歴史は、海商の歴史、明治維新へと受け継がれ、今日のわたくしたちの誇りとなり、将来への希望や夢を生み出してくれる母となる財産となっています。

現在の社会は、科学技術の目覚ましい進歩の一方で、価値観の多様化・規範意識の希薄化など、混沌とした社会情勢のなかであり、人々のこころのあり方や行動のあり方が問われています。わたくしたち光市民は、今ここに、改めてふるさとの美しい自然や輝かしい歴史に思いを寄せ、お互いに自分を愛し、人を愛し、まちを愛する市民としてどのように行動すればよいかを真剣に考え、実践していくことが大切だと考えます。そして、そのことが「光る個性 地域の和 人と自然にやさしい生活創造都市」まさに「人もまちも光あふれる理想のまちづくり」につながることを確信します。

本市民憲章が、学校（園）で、地域の会議や集会などで、そして、市民が集うさまざまな場面で唱和され、日々の暮らしの中に浸透し、実践化されることを願っています。

1 ふるさとの自然を愛し

花と緑の豊かな まちをつくりましょう

わたくしたちのまち「光市は」と聞かれたら、市章の色が示すように、「美しい砂浜の青い海と清らかな川、そして緑の山々に抱かれた自然の豊かなまち」と言えるでしょう。白砂青松の海岸や周防橋立といわれる象鼻ヶ岬、神籠石に囲まれた石城山など、こうした天与の豊かな自然（水と緑）は、光市固有の魅力ともなっています。

光市では、この地域固有の魅力を活かし、市の将来像として、「海・山・川に抱かれた心和むふるさとづくり」をめざしています。

わたくしたちは、光市民として世界に誇れるこの「ふるさとの自然」を心から愛し続けたいものです。

「ふるさとの自然を愛する」ということは、わたくしたち一人一人が、美しい自然のこころを心として、ふるさとの自然と人間との共生を図る努力をしていくことなのです。

現在、わたくしたちの社会は、地球の温暖化、大気汚染、酸性雨、オゾン層破壊など、自然との共生というよりも自然破壊の道を歩んでいるのではないのでしょうか。もっと地球にやさしい、自然にやさしい心をもって、美しい環境のまちづくりに努めなければなりません。

わたくしたちにできる第一歩は、かわいい花を育てることからスタートしましょう。一輪の花や一本の樹木に寄せるやさしい思いやりが、美しいまちを保ち、つくりだす心（共創の精神）を育てることになるのです。

わたくしたち光市民は、ふるさとの自然を愛し、花と緑の豊かな美しいまちづくりに努めましょう。

市民憲章推進上の具体的な実践例

- 1 道路や遊園地など、みんなが使う所に物をすてないようにしましょう。
- 2 ひとり ひと鉢、かわいい花を育てましょう。
- 3 海岸や川、公園などをみんなできれいにしましょう。
- 4 きれいな空気、美しい緑、清らかな水の流れを大切にしましょう。
- 5 光市の自然の美しさを、みんなに話せるようにしましょう。

1 こころとからだをきたえ

文化のかおる まちをつくりましょう

20世紀の日本の発展はめざましく、ものがあふれ豊かな社会となりましたが、その豊かさがあることか心の荒廃や体力の低下を招いてしまいました。

激動の21世紀に生活する私たちは、一人ひとりが豊かさの意味を問い直し、「豊かに生きる力」を身につける必要があります。

人間はだれもが、それぞれ未来に伸びる資質を備えています。わたくしたちはよりよく生きるために、自分自身の資質を向上させてゆかなければなりません。幼児から老人にいたる全生涯を通じて、自己学習あるいは相互教育によって、文化・教養を高める努力が必要です。

また、「健全なる精神は、健全な肉体に宿る」と古くから言われているように、心身の健康は、能力育成の基礎的要件であります。頑健な身体と旺盛な気力は、わたくしたちの幸福の源であり、明るいまちづくりには欠くことのできないものです。

わたくしたち光市民は、積極的にスポーツや学習に親しみ、かおり豊かな文化を生活の中に取り入れていきたいものです。

これから訪れるであろう少子高齢化社会を豊かに生きるには、無限の力を秘めた青少年の可能性を最大限に引き出すとともに、市民だれもが強健な身体や創造的な思考力、豊かな人間性やたくましい実践力を身につけてゆかなければなりません。

学校教育や社会教育を通し、わたくしたち大人も自らの姿勢を正して、未来を担う青少年と共に育ち、生氣あふれる若々しいまちづくりに努めましょう。

市民憲章推進上の具体的な実践例

- 1 友達となかよく、元気にあそびましょう。
- 2 よい習慣を身につけ、規則正しい生活をしましょう。
- 3 楽しく語らい、一人一趣味をもちましょう。
- 4 スポーツに親しみ、強いからだを心で育てましょう。
- 5 読書に親しみ、豊かな教養を身につけましょう。

1 あたたく互いに助け合い

笑顔のあふれる まちをつくりましょう

人間は、過去を振り返りながら、未来を志向し、現在を生きている歴史的な存在であり、また、他人との関わりなくしては生きていられない存在です。

自然の恩恵や先人から受け継いできた文化、多くの人々の労力による所産、周囲の人々のあたたかな愛情などに支えられて現在を生きているのです。

また、人間は、人間としての弱さももっていますが、世の中の様々な矛盾の中で生きていく過程で「生きがい」を求めていくことが大切です。

わたくしたちは、みんなが「生きがい」のある幸せな生活を営むことを、願っていますが、実現するには、わたくしたち一人ひとりが社会共同体の一員であるという自覚と他人とのふれ合いを通して、互いになぐさめ合い、励まし合い手をつないでいこうとする連帯と寛容の精神が心に宿っていることが必要です。

このようなふれ合いにより、人間としての存在を互いに認め合い、信頼感に満ちた、心からの笑顔も自然に生まれてくるのです。わたくしたち一人ひとりの幸せは、みんなの幸せの中で大きく膨らみ、周囲は笑顔で一杯になります。

幼児から高齢者にいたるすべての人が、それぞれの世代間の相互責任を正しく自覚してお互いの理解を深め、心の通った対話のあるまち、思いやりに満ちた幸せなまちづくりに努めましょう。

市民憲章推進上の具体的な実践例

- 1 明るくあいさつをしましょう。
- 2 「ありがとう」の感謝の言葉を交わしましょう。
- 3 ボランティア活動に参加しましょう。
- 4 家族の対話を広めましょう。
- 5 相手のよさを認め、大切にすることを努力をしましょう。

1 たのしく働き ものを大切にし 活力のある まちをつくりましょう

社会の成熟化にともなって、わたくしたちは、物質的な豊かさから、心の豊かさやゆとりを求めるようになってきました。

職業観や勤労観についても、単に生活の糧を得るために働くのではなく、自分をよりよく活かし、自身の生きがいを求めるために働きたいと考えるようになってきました。

しかし、人は職業や勤労を通じて互いに支え合って生きています。だから、働くということのなかには、個人としての自分を生かすだけではなく、社会に参加し、その一員としての役割を果たすという意義があることを忘れてはなりません。そうした利他的な日々の営みにより、わたくしたちは、感謝や奉仕のこころを体得し、勤労の尊さを知り、働くたのしさをわかち合うことができるのです。

また、わたくしたちの暮らしは、豊かな自然、特色のある歴史や文化、地域産業、情報や人々の交流など、物心両面のさまざまな「もの」に支えられています。これらの魅力ある「もの」が身近にあるということ。ここに受け止め、感謝したいものです。そして、この恵まれた地域資源をまちの発展に活かすために、市民一人ひとりが和をもって社会活動に参加し、対話を深め、汗を流し合うことが必要です。それが地域を盛り上げ、市民自らの力で歩み続ける、元気のあるまちの創造につながります。

わたくしたち光市民は、家庭や地域の一員として、なんらかの役割を担い、人とも、人と人のこころのつながりを大切にして、明るくたのしい家庭や職場づくりに力を注ぎ、にぎわいと活力のあるまちづくりに努めましょう。

市民憲章推進上の具体的な実践例

- 1 仲良く助け合いましょう。
- 2 自らすすんで人の役に立つことをしましょう。
- 3 責任をもって最後までやりとげる人になりましょう。
- 4 公共物や資源を大切にしましょう。
- 5 将来に向けて夢や希望をもちましょう。

1 きまりを守り 人をとうとび しあわせな まちをつくりましょう

すべての人々がしあわせな生活を営むためには、毎日の生活を安心して過ごせる安全性と心地よく過ごせる快適性が求められます。

法やきまりは、社会の秩序を確立し、安全・安心で、快適なまちづくりのために欠くことのできないものです。したがって、わたくしたち一人ひとりにとって、法やきまりをきちんと守ることが、まずは、しあわせなまちづくりの第一歩となります。そして、そのことが、誰に対しても公正・公平で、人間尊重を高めていく積極的な姿勢につながります。

わたくしたちの社会は、法の下に誰もが皆、平等であり、一人ひとりの人権が大切にされ、しあわせな生活を営むことができる社会です。

わたくしたちは、個人として尊重され、誰もが自由で平等な生活を共に営むことができる機会が与えられています。

人を尊ぶということは、自分と同じように人の命、一つしかない命を大切にし、誰もが一度きりの人生を精一杯生きることができるようにすることです。つまり、一人ひとりがそれぞれもっている自分らしさやよさをお互いが大切にしようことなのです。だから、何人も他人の人権を脅かしてはならないし、自分の人権が脅かされることもあってはなりません。

わたくしたちは、今こそ、家族の一員として、職場や地域の一員としてそしてまた、光市や日本の社会を構成する一員としての確固とした自覚をもち、人を愛し、地域やまちを愛し、協力・協同してよりよい社会の実現に努めることが大切です。

わたくしたち光市民は、正義を愛し、秩序を重んじ、お互いが信頼と敬愛に満ちた差別のないしあわせなまちづくりに努めましょう。

市民憲章推進上の具体的な実践例

- 1 だれにも優しく、思いやりの心で接しましょう。
- 2 だれとでも仲良く協力し、楽しく生活しましょう。
- 3 決められた約束やきまりは、きちんと守りましょう。
- 4 ものごとの善悪を、正しく判断しましょう。
- 5 良いと思ったことは、進んで実行しましょう。

5 内容について

- (1) 五つの実践項目については、各項目はそれぞれが独立し、順序の上での軽重はありません。
- (2) 唱和の際は、前文より読み上げます。
- (3) 各実践項目の一は、「ひとつ」と読みます。
- (4) 「まち」という言葉の概念については、仮名書きすることにより、行政区画上の町ではなく、自然や生活など一切を含めた広く具体的内容をもったものです。
- (5) 「わたくしたち」は、私たち市民の意と市民である各自の意の両面をもっています。

お問い合わせ先

教育委員会文化・社会教育課

住所：光市光井九丁目18番3号

電話番号 0833-74-3604

メールアドレス：bunsya@edu.city.hikari.lg.jp